

平成 27 年 2 月 13 日

各位

リーディング証券株式会社

元引受業務の開始について

当社は、平成 27 年 1 月 6 日付で金融商品取引法第 31 条第 4 項の規定に基づく変更登録の申請を行っていましたが、このたび 2 月 13 日付にて、金融商品取引法第 28 条第 1 項 3 号ロに掲げる行為（有価証券の元引受けであって、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定める以外のもの）に係る業務につき、変更（追加）登録が完了いたしましたので、お知らせ致します。

当社は、昨年 8 月 6 日付にて、株式会社東京証券取引所より、東京証券取引所の運営する、プロ向け株式市場である TOKYO PRO Market に係る J-Adviser 資格取得の承認を得て、同市場における株式公開業務を展開しておりますが、今後は、元引受業務の開始により、引受業務にも本格的に注力することが可能となりましたので、より積極的に企業の成長並びに資金調達支援を行い、従来以上に企業、投資家の皆様へ質の高い情報・サービス提供を図り、皆様の益々のご発展に貢献して参る所存であります。

以上